

乳用牛群検定普及定着化事業実施要領

(趣旨)

- 第1 酪農家の所有する乳用牛の乳量・乳成分に関する検定を通して、その個体毎の能力を分析、把握するとともに、分析結果に基づく適切な淘汰・交配を進め、より生産性の高い乳用牛の再生産を図ることにより、コスト低減や経営改善を行うことを目的とする。
- 2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）及びこの要領に定めるところとする。

(事業実施主体)

- 第2 この事業の対象となる事業実施主体は、熊本県の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合もしくは農業協同組合連合会（以下「県団体」という。）とする。

(事業の内容)

- 第3 県は、県団体及び熊本県乳用牛群検定組合（以下「検定組合」という。）が次に掲げる事業を行うのに要する経費について補助する。ただし、その総額は総事業費の40%以内とする。なお、検定組合にあっては、県団体を經由して補助するものとする。
- 1 検定員実務に対する謝金
 - ア 乳量測定、乳質測定用サンプルの採取
 - イ 牛群検定情報の分析結果に基づく指導
 - 2 検定員旅費
 - 3 乳成分検査

(牛群検定の実施)

- 第4 県団体は、国が別に定める乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準に従い、牛群検定を実施するものとする。また、次に掲げる要件の全てを満たす酪農経営を検定経営として選定するとともに、選定された検定経営をもって構成する乳用牛群検定組合を組織化するものとする。
- 1 原則として、飼養する全乳用牛を対象として検定を実施すること。
 - 2 後代検定事業の実施に必要な候補種雄牛の娘牛の生産、育成、能力検定等の実施が確実であると見込まれること。

(補助対象経費及び補助額)

- 第5 この事業の補助対象経費及びこれに対する補助額は別表第1のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

- 第6 県団体は要項第3条の規定により事業実施計画承認申請書を県知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 実施計画の承認申請を行うときに添付する事業実施計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

- 第7 県団体が要項第6条第2項の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(実績報告)

第8 県団体が要項第13条第2項の規定に基づき実績を報告するときに添付する関係書類は、次によるものとする。

- (1) 事業実績書(別記第1号様式を準用するものとする。)
- (2) その他知事が必要と認める書類

附則

本要領は平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

本要領は平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1号

補助対象経費	補助率
(1) 検定員実務に対する謝金 ア 乳量測定、乳質測定用サンプルの採 イ 牛群検定情報の分析結果に基づく指導 (2) 検定員旅費 (3) 乳成分検査費	100分の40以内

別記第1号様式

(1)総括表

事業区分	補助金	備考
1. 乳用牛群検定普及定着化事業 事業費	円	
合計		

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画(実績) : 別紙のとおり

別記第1号様式(2)

実 施 年 度	平成 年度
市町村マスタープラン策定年度	

乳用牛群検定普及定着化事業実施計画書

事業実施主体名

別記第1号様式

(3) 事業の内容及び計画（又は実績）

市町村名	事業実施主体名	事業実施主体の所在地	事業名	検定牛頭数	受益戸数	事業内容	事業量 (積算根拠)	事業費	負担区分				完了年月日	備考
									補助事業等に要する(した)経費					
									県費	市町村費	その他	計 (総事業費)		
				頭	戸	検定員謝金		円	円	円	円			
						小計								
						検定員旅費								
						小計								
						乳成分検査								
						小計								
総計														